

昭和三十三年大蔵省令第十九号

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の免税輸入物品の譲渡申告書等の様式を定める省令

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和二十七年政令第百二十五号）第十五条及び第十六条の規定に基づき、アメリカ合衆国軍隊の構成員等の免税輸入物品の譲渡申告書等の様式を定める省令を次のように定める。

- 1 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和二十七年政令第百二十五号。以下「令」という。）第十一条に規定する譲渡申告書の様式は、別紙一のとおりとする。
- 2 令第十三条第一項に規定する輸入申告書の様式は、別紙二のとおりとする。
- 3 令第十六条に規定する自動車の輸入の許可を証する書類の様式は、別紙三のとおりとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三五年六月二三日大蔵省令第三三号）

この省令は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の効力発生の日から施行する。

附 則 （昭和三八年二月二八日大蔵省令第七号）

この省令は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附 則 （昭和四二年四月一日大蔵省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四四年三月三一日大蔵省令第一八号）

この省令は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附 則 （昭和四四年一二月二〇日大蔵省令第六一号）

この省令は、昭和四十五年一月一日から施行する。

附 則 （昭和五二年六月一〇日大蔵省令第二八号）

この省令は、昭和五十二年六月十五日から施行する。

附 則 （昭和六三年一二月三〇日大蔵省令第五三号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、法の施行の日から施行する。ただし、附則第五条、第六条（大蔵省組織規程（昭和二十四年大蔵省令第三十七号）第九十条第一項第五号の改正規定に限る。）、附則第七条（税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令（昭和二十九年大蔵省令第六十四号）の改正規定中「第三十四条第四項又は」の下に「消費税法第六十二条第四項、」を加える部分を除く。）、附則第八条から第十条まで、第十一条（国税質問検査章規則（昭和四十年大蔵省令第四十九号）第二条第一号の改正規定中「第百五十七条」の下に「、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第六十二条第四項」を加える部分を除く。）、附則第十三条及び第十四条（沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令（昭和四十七年大蔵省令第四十二号）第三十条の次に一条を加える改正規定を除く。）の規定は、平成元年四月一日から施行する。

（アメリカ合衆国軍隊の構成員等の免税輸入物品の譲渡申告書等の様式を定める省令の一部改正に伴う経過措置）

第九条 前条の規定による改正前のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の免税輸入物品の譲渡申告書等の様式を定める省令別紙二の輸入（譲受）申告書の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 （平成五年四月一日大蔵省令第四九号）

- 1 この省令は、平成五年四月一日から施行する。
- 2 この省令による改正前のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の免税輸入物品の譲渡申告書等の様式を定める省令別紙二の輸入（譲受）申告書の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。
- 3 この省令による改正前のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の免税輸入物品の譲渡申告書等の様式を定める省令別紙三の自動車通関証明書の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 （平成九年三月二一日大蔵省令第一二号）

- 1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。
- 2 第二条の規定による改正前のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の免税輸入物品の譲渡申告書等の様式を定める省令別紙二の輸入（譲受）申告書様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 （平成三〇年三月三〇日財務省令第一〇号）

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 （令和元年五月七日財務省令第一号） 抄

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 （令和元年六月二四日財務省令第八号）

（施行期日）

- 1 この省令は、令和元年七月一日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 （令和二年一二月一八日財務省令第八〇号）

（施行期日）

- 1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 （令和三年三月三一日財務省令第三五号）

（施行期日）

- 1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。
- （経過措置）

- 2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 （令和三年六月一八日財務省令第五二号）

（施行期日）

- 1 この省令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の施行の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。
-

横二百十ミリメートル（日本産業規格A列4番）とする。

申告者
Declarant _____
(氏名)
(Name)

輸入（譲受）申告書

(内国消費税等課税標準数量等申告書兼用)

DECLARATION ON IMPORT

Relating Goods Imported Duty-exempt and Transferred

later to a person not accorded duty-exemption

(Use as a Declaration on Leviable Quantity for Excise)

あて先

Declared at

(Custom House)

I	C	S	I	M	A	B	P
		S	W	M	W	A	C
						I	B
							P

税関様式 F 第1250号

申告書号

Declaration No.

譲渡人の住所、氏名(名称)

Name (Trade Name) and

Address of transferor

申告年月日

Date of Declaration

譲受予定年月日

Intended Date of

Receipt of Transfer

原産地

Place of Origin

蔵置場所

Place of Storing

譲受人の住所、氏名(名称及び代表者の氏名)

Name (Trade Name and

Name of Representative)

and Address of transferee

代理人の住所、氏名(名称)

Name (Trade Name) and

Address of Proxy

蔵入又は移入先

Warehouse to Store in

品名	Commodity Description	単位	正味数量	申告価格 (CIF)	※税率	※関税額	減免税条項適用区分
		Unit of Net Quantity	Net Quantities	CIF Value			Applied Articles of Law for Duty & Excise Reduction & Exemption
	番号	統計細分		※内国消費税等課税標準額	※種類等・税率	※内国消費税等税額	
	No.	Stat. Code No.		Leviable Value for Excise			
()				千円		千円	符号
					基協特暫	減免税額	定率
			消地				別表
						減免税額	輸
			消地				輸
						減免税額	輸
()				千円		千円	符号
					基協特暫	減免税額	定率
			消地				別表
						減免税額	輸
			消地				輸
						減免税額	輸
個数・記号・番号			※税関記入欄		※税額合計	円	関税
Number of Packages, Marks & Nos							税
							消費税
							地方消費税
添付書類承認番号			※受理	※審査	※収納	※許可・承認印、許可・承認年月日	
関税法70条関係 (有) (*特) 許可・承認等 契約書等 法令名							

注意 1. ※印のある欄は、記入しないで下さい。
Note. The declarant shall leave out the columns marked ※.
2. この申告による課税標準等に誤りがあることがわかったときは、税関に申し出て下さい。
なお、輸入(譲受)の許可後、税関長の調査により、税額等を変更する決定を行うことがあります。
If the declarant finds an error in the basis for assessment, etc., covered by this declaration, he may report it to the Customs. After the importation is permitted, the Director of the Customs may make a decision to change the amount of customs duty payable and other item on the basis of the result of his investigation.
3. この申告に基づく処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に税関長に対して再調査の請求又は財務大臣に対して審査請求をすることができます。
If the declarant is dissatisfied with the payment of customs duty or internal tax imposed on the goods covered by your declaration, etc., you can make a complaint in writing, stating the reason therefor, to the Director of Customs or the Minister of Finance, within three months of the day following the date when such imposition, etc., came to your knowledge.

通関士記名

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の免税輸入物品の譲渡申告書等の様式を定める省令（別紙第三様式）

税関様式 F 第 1260 号
Customs Form F No.1260

自動車通関証明書
Clearance Certificate of Automobile

税 関 ④

税 関 証 明 第 号
Certificate No.
令和 年 月 日
Date

輸入（譲受）許可年月日 Date of Import (transfer)Permission	輸入（譲受）申告書番号 Import(transfer) Declaration No.	車 名 Name	型 式 Type	形 状 Descriptions On Detail	車台番号（又はシリアル番号） Chassis No.(or Serial No.)
譲 渡 人 氏 名 Name of Transferor		輸入（譲受）者住所氏名 Name & Address of Importer(transferee)		代理人住所氏名 Name & Address of Proxy	
注意事項 この証明書は、原則として再発給しないので大切に保管して下さい。 Note : This certificate shall be kept carefully. The certificate is not reissued in principle.					

備考 1. 用紙は白色とし、文字及び画線は黒色とする。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。